

別紙

諮問第821号

答 申

1 審査会の結論

「苦情処理票」外4件について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日付都公委第〇号苦情処理に関する文書一切（〇〇警察署警察官の報告書等）事実調査結果報告書・苦情処理票（私が提出した苦情申出書を除く）」の開示請求に対し、警視総監が令和2年3月6日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和2年9月2日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年11月19日に実施機関から理由説明書を、令和4年1月6日に審査請求人から告訴状と題する文書及び告訴状（2）と題する文書（以下併せて「意見書」という。）を収受し、令和3年10月28日（第155回第三部会）から令和4年1月24日（第158回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体

的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件審査請求に至る経緯について

実施機関は、当初、審査請求人が行った本件開示請求に対し、一部開示決定及び開示請求却下処分（以下併せて「前回処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、前回処分の取消しを求め、審査請求（以下「前回審査請求」という。）を提起した。

前回審査請求の提起後、実施機関は前回処分を取り消し、前回処分において開示請求却下処分とした部分を一部開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件一部開示決定の通知を受け、前回審査請求を取り下げた上で、本件審査請求を提起したものである。

イ 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年東京都公安委員会規程第3号）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「通達」という。）で定められているところ、その趣旨は以下のとおりである。

東京都公安委員会宛てに苦情申出書による苦情の申出があった場合、東京都公安委員会室の幹部は、苦情申出書の概要を苦情処理票に記載し、当該苦情処理票の写し及び当該苦情申出書の写しを広報課長に送付しなければならない。

送付を受けた広報課長は、広報課において処理する場合を除き、苦情処理票の写し及び苦情申出書の写しを当該苦情に係る取扱いのあった所属の長（以下「取扱所属長」という。）に送付しなければならない。

送付を受けた取扱所属長は、当該苦情の処理を行う担当幹部を指揮して事実関係等を調査し、その結果を広報課長に回答しなければならない。

そして、広報課長から当該結果について報告を受けた東京都公安委員会は、苦情処理結果通知書により苦情処理の結果を苦情の申出者に通知するものとする。

ウ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「苦情処理票（平成〇

年受理番号公安委員会室一〇号、上段及び下段決裁欄の署長欄が〇〇のもの)」(以下「本件対象保有個人情報1」という。)、「苦情処理票(平成〇年受理番号公安委員会室一〇号、欄外決裁欄の署長欄が〇〇のもの)」(以下「本件対象保有個人情報2」という。)、「苦情申出に関する事実調査結果について(〇〇警察署、平成〇年〇月〇日付け、公安委員会室第〇号のもの)」(以下「本件対象保有個人情報3」という。)、  
「苦情処理票(平成〇年受理番号公安委員会室一〇号、上段決裁欄が空欄のもの)」(以下「本件対象保有個人情報4」という。)及び「苦情処理票(平成〇年受理番号公安委員会室一〇号、上段決裁欄の署長欄が〇〇及び下段決裁欄の署長欄が〇〇のもの、苦情申出に関する事実調査結果についてを含む)」(以下「本件対象保有個人情報5」という。)を特定した。

本件対象保有個人情報1、2及び4は、通達で様式が定められている苦情処理票である。本件対象保有個人情報3は、当該苦情に係る取扱いのあった所属において事実調査を行い、その結果を広報課長に報告する過程において作成された「苦情申出に関する事実調査結果について」と題する報告書(以下「事実調査結果報告書」という。)である。本件対象保有個人情報5は、苦情処理票に事実調査結果報告書の写しが添付されたものである。

#### エ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報1ないし5のうち、非開示とした警察職員の氏名、印影及び年齢(以下「本件非開示情報1」という。)は条例16条2号及び4号に該当し、事実調査結果報告書の非開示とした部分(本件非開示情報1を除く。以下「本件非開示情報2」という。)は同条6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

#### オ 審査請求人の主張

本件一部開示決定に対する審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張については、これらを要約すると以下のとおりである。

##### (ア) 本件非開示情報1について

警察官は逮捕・捜索などの強制処分をなす権限を有し、刑法上も特別公務員と位置付けられ、国家賠償法上の個人責任が問われない。こうした警察官について

は条例 16 条 2 号が予定する個人ではない。

さらに、審査請求人が取り寄せた不起訴記録のうち実況見分調書に〇〇巡査長と記載されており、同人は実況見分の際に審査請求人に対しその氏名を名乗っていた。また、実況見分調書には、〇〇巡査部長とも記載されている。審査請求人は、本件非開示情報の黒塗り部分の記載がこの〇〇や〇〇であるかどうかを確認する必要があるため、本件審査請求を行っているのである。よって、非管理職である警察職員の氏名についても法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報である。

また、捜査を実行した警察官名ひいては責任の所在が明らかになることは公共の安全と秩序の維持にとって有益であり、何ら支障を生じるものではない。不起訴記録では警察職員の氏名が開示されているが、その開示によって実施機関が主張する当該警察職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれは生じていない。実施機関の主張のとおりであれば、不起訴記録においても警察職員の氏名の開示は認めてはならないが、そのような運用はなされていない。すなわち、実施機関の同条 4 号の解釈は刑事確定訴訟記録との比較でも著しく個人の知る権利を侵害しており違憲違法と言うべきである。

#### (イ) 本件非開示情報 2 について

自己に関する行政による事案処理に係る評価、判断等に関する情報については、当然にして当事者は知る権利が保障されている。そもそも、広聴というのは行政機関が公衆の意見や要望を聞き募ることであり、公開が本質的に要請される。それに対する判断等が十分に公開されなければ、広聴の役割を果たせない。ゆえに、開示することにより、今後の広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、専門的知識・経験に基づいた評価又は判断であれば、堂々と開示すればよい。開示された場合の影響を懸念して、苦情申出に関する事実調査に対して正確な回答を躊躇するようなものであれば、それは評価や判断が誤っていた可能性があるからであろう。そのような誤りを正すためにこそ開示が必要なのである。

#### カ 実施機関の説明

実施機関は、弁明書及び理由説明書で以下のとおり説明する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例 16 条 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

審査請求人は、審査請求人が入手した不起訴記録のうち実況見分調書に特定の警察官の氏名が記載されていることから、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報であるとして、同号ただし書イに該当する旨主張する。

不起訴記録とは、検察官が不起訴処分とした事件の捜査記録であり、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）53 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当する。

実施機関が検察庁に確認したところ、訴訟に関する書類は、刑事訴訟法 47 条の規定により、原則として公判の開廷前にはこれを公とすることはできないが、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合には閲覧することができ、検察庁においては、交通事故に関する実況見分調書等の証拠など不起訴記録の一部について、事件関係者のプライバシーに配慮しつつ、具体的な必要性・相当性がある場合に、これを開示しているとのことである。

その不起訴記録の閲覧・謄写については、刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧・謄写に準じた取扱いをしており、不起訴記録の閲覧・謄写を請求しようとする者は、必要事項を記載した不起訴記録閲覧・謄写申請書を保管検察官に提出し、保管検察官は、請求に係る不起訴記録の閲覧・謄写の可否について決定を行うとのこと、法務省のホームページによれば、関係者の名誉・プライバシー等に関わる証拠の場合、関連事件の捜査・公判に具体的な影響を及ぼす場合、将来における刑事事件の捜査・公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合などは、閲覧を認めず、又は当該部分にマスキングの措置を講じるものとされているとのことである。

そのため、審査請求人が、検察官により、不起訴記録である実況見分調書の閲覧・謄写の必要性が認められ、特定の警察官の氏名を知ることができたとしても、それは個別的な事例における検察官による判断の結果にとどまり、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されて

いる情報であるとは認められない。

また、本件対象保有個人情報、当該苦情申出に対し作成された文書であり、そのうち事実調査結果報告書には定められた様式はない。

苦情申出に関する事実調査の目的は、苦情の申出事項への実際の対応を確認し、対応が不適正な場合はこれを是正するためであることから、同報告書は、取扱所属長の指揮により担当幹部が事実の調査を行い、判明した内容を確認・検証し当該目的に沿って組織として対応していく観点から作成されるものである。

そのため、同報告書に記載される警察職員については、種々の取扱事案に応じて、取扱職員だけでなく、上司等幹部職員も併せて記載する場合、また、職員氏名が記載される場合でも、取扱事案によって、性別、階級又は年齢のみしか記載されない場合もある等、様々である。

さらに、東京都公安委員会が実施機関における苦情処理の結果を苦情申出者に通知する際には、同報告書に記載された警察職員の氏名を伝えるものではない。

したがって、仮に同報告書に記載された特定の警察職員の氏名を開示請求者が偶然に知りうる事ができたとしても、それは個別的な事例における結果にとどまるものであり、いずれの職員も慣行として氏名が公にされている管理職職員ではないことから、条例 16 条 2 号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

加えて、開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例 16 条 4 号に該当する。

#### (イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、当該苦情に係る事案の処理に際して、警察職員が行った専門的知識・経験に基づいた評価又は判断に関する情報である。同情報は、当該苦情申出に関する事実調査を行った警察職員が、調査の結果判明した事実をありのままに記載したものである。これらの情報を開示することになると、事案処理

を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、苦情申出に関する事実調査に対して正確な回答を躊躇し、事実調査結果の記載内容が形骸化するなど、正確な事実の把握が困難になり、その結果、今後の実施機関における広聴処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 16 条 6 号に該当する。

#### キ 審査会の検討

##### (ア) 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報 1 を見分したところ、いずれも管理職でない警察職員の氏名、印影及び年齢が記載されており、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例 16 条 2 号本文に該当するものであることが確認できた。

非管理職である警察職員の氏名について、実施機関は、慣行として公にしておらずと説明するが、審査請求人は、審査請求人が取り寄せた不起訴記録にある実況見分調書において〇〇巡査長と記載されていることから、非管理職である警察職員の氏名についても法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報である旨、主張する。

そこで審査会が、不起訴記録の閲覧・謄写制度について法務省のホームページを確認したところ、実施機関の説明するとおり、関係者の名誉・プライバシー等に関わる証拠の場合などについては、閲覧を認めず、又は、当該部分にマスクングの措置を講ずるものとしていることが確認できた。そのため、仮に同制度により特定の警察官の氏名を知ることができたとしても、そこで得られた情報については、個別的な事例において検察官の判断によって、結果として知ることができたものであると認められることから、条例 16 条 2 号ただし書イにおける法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するものとは認められない。

次に、審査会が本件対象保有個人情報 1 ないし 5 について見分したところ、これらは、審査請求人が申し出た苦情に対し、実施機関が処理を行う過程で作成した苦情処理票及び事実調査結果報告書であり、事件捜査の記録として作成されている実況見分調書とは文書の作成目的及び趣旨が異なるものであることが認めら

れた。

また、事実調査結果報告書に記載された警察職員の氏名については、苦情処理の結果を苦情申出者に通知する際に同氏名を伝えるものではないとする実施機関の説明、及び本件非開示情報1が前記〇〇巡査長かどうかを確認する必要があるという審査請求人の主張を踏まえると、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。

以上のことから、本件非開示情報1は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報2を見分したところ、当該苦情に係る取扱いの処理に際して行った警察職員の評価又は判断に関する情報が記載されていることが確認できた。

本件非開示情報2が記載されている事実調査結果報告書は、前記実施機関の説明によると、苦情の処理に際し、苦情の申出事項への実際の対応を確認し、判明した内容を検証し、対応が不適正な場合はこれを是正するという観点から作成されるものであるとのことである。そのため、同報告書には、中立性を保った適正な調査によって判明した事実がありのままに記載される必要があるものと認められる。

よって、本件非開示情報2を開示することにより、事案処理を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、苦情申出に関する事実調査結果に対して正確な回答を躊躇し、その記載内容が形骸化することにより、正確な事実の把握が困難になるなど、広聴処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当することから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明